

● 事業の概要

奈良県が民間事業者等を対象に行う「奈良県新型コロナウイルス感染症対策観光振興補助金」（以下「県補助金」といいます。）について、奈良県が交付決定した市内事業者等に対し、「奈良市新型コロナウイルス感染症対策観光振興補助金」（以下「補助金」といいます。）として、事業計画書等を確認・審査した上で奈良市内での対象事業のみ、奈良県が認定した補助対象経費の3分の1を上限（1,000円未満切り捨て）として、市が補助します。

※ 市補助金の交付決定金額は、県補助金の交付決定金額の2分の1を上回ることはありません。

● 要件

- ① **県補助金の交付決定を受けた事業所を奈良市内に有する事業者及び当該事業者で組織する団体**
（事業所を奈良市内に有する事業者が当該交付決定事業に参画するものに限る。）
- ② 令和元年12月31日時点で、市税を滞納していないこと。
- ③ 暴力団、暴力団員などに関与していないこと。

● 対象事業

県補助金募集要領の2.補助対象者・補助対象事業の(1)及び(7)から(16)については、県が認定した補助対象経費のうち、奈良市内の施設に設置や整備する部分のみを適用します。(2)から(6)については、奈良市以外の県内市町村を含んだ内容の場合、同補助対象経費のうち、奈良市が対象となる部分を審査、算出します。

※ 当補助金の性質上、補助対象事業の選定に関するお問い合わせには応じかねます。

補助対象事業
(1)新型コロナウイルス感染症拡大防止対策
(2)誘客促進（プロモーション）・販売促進（キャンペーン）などの取り組み
(3)通訳ガイドの育成
(4)観光産業人材の育成
(5)地域の特徴を活かした有料体験メニューなどの企画・造成
(6)地元食材を活用したメニュー、土産物の開発
(7)観光拠点情報・交流施設の機能強化
(8)観光案内所の機能強化
(9)公衆トイレの整備及び機能強化
(10)無料公衆無線LAN環境の整備
(11)「手ぶら観光」の整備及び機能強化
(12)多言語観光案内標識の整備
(13)地域における多言語対応、先進的な決済環境の整備
(14)観光スポットでのバリアフリー化促進
(15)宿泊施設インバウンド対応
(16)宿泊施設バリアフリー化促進
1.客室における必要最低限の緊急改修等
2.共用部の改修等
3.客室の大規模改修等

● 申請手続

[申請受付期間]

令和2年9月20日（木曜日）～令和3年1月29日（金曜日）

※ 申請の受付状況等により、受付期間を延長する場合があります。

[申請方法]

郵送による提出のみとなります。

- ・ 感染拡大防止の観点から、持参による申請はできません。
- ・ **簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で郵送ください。**
- ・ 令和3年1月29日（金曜日）の消印まで有効です。

[申請書類等送付先]

申請書類を次の宛先に郵送することで提出することができます。

- ・ 切手を貼り付けの上、差出人の住所及び氏名も必ずご記載ください。
- ・ 送料は申請者側でのご負担をお願いします。

〒630-8580

奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市観光戦略課「補助金担当（観光振興）」宛

[申請に必要な書類等]

次の①～④全ての書類等を提出してください。

必要に応じて追加書類の提出及び説明を求められることがあります。また、申請書類の返却は致しません。

- ① **奈良市新型コロナウイルス感染症対策観光振興補助金申請書（第1号様式）**
 - ・ 必要事項をすべて記入してください。
 - ・ 申請書については、奈良市ホームページからダウンロードしてください。
- ② **奈良県新型コロナウイルス感染症対策観光振興補助金の事業計画審査結果通知書の写し及び交付決定通知書の写し**
- ③ **奈良県に提出した書類一式**
- ④ **奈良市以外の市町村を含む事業の場合、奈良市内の事業概要及び事業経費が分かる書類**
- ⑤ **その他市長が必要と認める書類**

● 補助金の交付

申請書類を受理した後、その内容が適正と認められるときは随時交付を決定し、通知します。なお、交付決定通知書による補助金交付決定額は、補助限度額を明示するものであり、補助金支払額を約束するものではありません。

※ 使用経費が当初の予定を超えた場合にあっても、当初決定し通知した補助額を増額することはできません。

※ 使用経費が当初の予定に満たない場合は、交付決定額から減額となります。

● 事業の変更または中止

事業計画を変更し、または中止もしくは廃止する場合は、あらかじめ県補助金問合せ先に相談し、知事の承認を受けた上で、市に承認申請書（変更：第3号様式、事業中止：第4号様式）を提出してください。

● 交付決定の取消し等

偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき、補助金を他の用途に使用したとき、その他違反があると認められたときは、交付の決定又は一部を取り消し、既に補助金が支払われているときは、その返還を命じることがあります。

● 実績報告

実績報告書（第5号様式）、県補助金実績報告提出書類一式、県の補助金等確定通知書の写しを事業完了後速やかに提出してください。（県補助金の補助金額確定通知書に記載の日から15日以内又は令和3年3月31日のいずれか早い日まで）

● 補助金の額の確定及び交付

実績報告書が提出され、その内容が適当と認められた場合、補助金の額を確定し、通知します。当該確定通知を受け取ったのち、交付請求書（第7号様式）を提出してください。請求書に基づき、補助金を指定口座に振り込みます。

※補助金の額は、実績報告書に基づき、消費税及び地方消費税相当額を控除して確定します。

● 取得の処分制限について

補助対象経費により取得した財産又は効用の増加した財産については、5年間の処分制限期間が設けられます。この処分制限期間が経過するまでに取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ、財産処分承認申請書（第8号様式）を提出し、承認を受ける必要があります。

「財産」とは、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機器及び器具のことを言います。

● 今後のスケジュール(予定)

9月20日	募集開始
1月29日	交付申請書類提出〆切
11月上旬～2月上旬	交付決定予定

● 問い合わせ先

ご不明な点については、次の問い合わせ先で対応します。

[相談窓口]	奈良市観光戦略課「補助金担当（観光振興）宛」
[T E L]	0742-34-5135
[開設期間]	令和2年12月28日（月曜日）まで
[開設時間]	8時30分～17時15分（平日）
[E-mail]	kankousenryaku@city.nara.lg.jp